

違憲判決を生かし、航自の即時撤退を！——10・1署名提出行動に参加を！——山本みはぎ

四月一七日の名古屋高裁での、航空自衛隊のイラク派兵違憲判決から四ヶ月が経った。違憲判決にもかかわらず、航空自衛隊はイラクでの活動を継続し続けている。しかし、七月二十九日付けの共同通信は「イラク復興支援特別措置法に基づきイラクで空輸に当たっている航空自衛隊について、政府、与党は二十九日、年内に撤収させる方針を固めた。空自が参加する多国籍軍の駐留根拠である国連決議の期限切れに伴い、年明け以降の活動に必要なイラク政府との地位協定の締結を模索。だが参院の与野党逆転による国会審議の紛糾も懸念し、協定の締結と活動の継続を断念した。」と配信し、各地方紙には政府が年内撤退の意向を固めた、と報道している。国連決議の失効という状況もさることながら、名古屋での違憲判決に言及し、国会審議の紛糾を理由に挙げている。

また、当初、八月中下旬にも開かれるといわれていた臨時国会もいまだ召集されず、今臨時国会に提出されようとしていた「派兵恒久法」も制定スケジュールを大幅に変更せざるを得なくなっている。名古屋高裁での違憲判決がまさにボデイブローのように効果を發揮している、と言っても過言ではないだろう。

判決後、弁護団を中心に、全国各地で二〇〇件を越す判決報告集会や学習会を開催し、判決の意義を広め、浸透させている。また六月からは、「4・17イラク派兵違憲判決に従い、イラクからの航空自衛隊の即時撤退」を求める署名活動もはじめ、毎週の街頭での署名・情宣活動などで署名を呼びかけている。すでに、署名数は二万筆以上集まり、一〇月一日に福田首相に向けて署名提出行動を準備している。その前段として、九月一四日には、控訴審で証人尋問を行った、山田朗さんと小林武さんのトークと弁護団事務局長の川口弁護士を交えた「派兵恒久法・新テロ特措法を阻止するため」をテーマにしたパネルディスカッションを企画している。一〇月一日

の署名提出行動の予定は、午後から議員会館前での集会と首相官邸前でのアピール行動、署名提出と記者会見、夜には報告・交流集会を予定している。多くの人たちの参加を呼びかけたい。(詳細未定、訴訟の会まで問い合わせないし、HP <http://www.haheishidome.jp/index.htm> を参照してください)

とはいえ、衆議院選挙を考慮した公明党との調整がつかず、開催が遅れているが、この秋の臨時国会では来年一月に期限が切れるインド洋での給油活動を継続するかどうかの新テロ特措法が焦点になることは間違いなない。福田首相は「国際社会とどういにかかわりを持つていくか。非常に大事だ。我が国にとっても無関係ではない。総合的に考えて判断すべきだ」と発言し、改めて意欲を示したと報道されている。また、麻生幹事長は、海上自衛隊の艦船による「シーレーン防衛」に言及するとんでもない発言もしている。八月一七日、名古屋で行われた、ペシャワール会の中村哲医師の講演会では、長い戦乱と大旱魃で人々は生活の基盤を失い、難民になったり、または、武装グループの傭兵とならざるを得ない状況にある。今アフガニスタンに必要なものは、人々が毎日安心して食べ、暮らせるための「水と緑の復活」あり、そのことが平和と繁栄の基礎になる。武力では混乱を招くだけで、と中村さんは強調された。

「現代戦において輸送等の補給活動もまた武力行為の重要な要素である」と判決文にある。戦闘行動をするアメリカ軍をはじめとする多国籍軍の艦船への給油活動もまた、憲法に反する。なにより、出口のない「テロとの戦い」に日本が参戦している状況を一刻も早くとめなければならぬ。

(やまもと・みはぎ／自衛隊イラク派兵差止訴訟の会 事務局)